長与町農業委員会会議録

平成２９年８月２４日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２９年８月農業委員会総会

１．　日時　　平成２９年８月２４日（木）　　９時３０分から１２時００分

２．　場所　　長与町水道局３階第２会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１１名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子　　９番　渡邉　章三

１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司　　１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（１名）

６番　田中　稔

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　森内　忠嘉　　５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治

７番　坂本　謙二　　８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第３号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第５　　第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　和田　弘

課長補佐　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

事務局　皆さん、こんにちは。総会の開催に先立ち報告いたします。それでは平成２９年８月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は、農業委員１１人の出席であることを報告致します。本日の欠席者は、農業委員６番、田中稔委員のお１人です。農地利用最適化推進委員は、全員出席でございます。では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　皆さん、おはようございます。それでは、平成２９年８月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。４番、古立英明委員、５番、辻田晶夫委員を指名致します。日程第２、本日は、第１号議案農地法第３条の規定による許可申請についてが２件。第２号議案農用地利用集積計画が３件。第３号議案農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についてが、３件。その内、１件目、２件目につきまして、第２号議案の２、３件目の案件に伴っての意見聴取となります。また、報告事項では、農地転用専決処分報告が２件となっております。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。第１号議案農地法第３条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案農地法第３条の規定による許可申請について議案書の１ページをお開き下さい。整理番号４、申請地が、長与町平木場郷（地番）、田、１，１７０㎡。同じく（地番）、田、５５７㎡。計１，７２７㎡です。農地区分は、農用地区域外の２筆です。申請者は、譲渡人が、長与町平木場郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町平木場郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、売買による所有権移転です。所有権移転に至った経緯といたしましては、備考欄に記載しているとおり、譲渡人は、高齢のため耕作が困難になっており、経営規模拡大の意向のある譲受人へ売却するということです。譲受人の世帯は労働力が３人で、耕作地は、畑が４，８３８㎡、樹園地が１４，３７６㎡、合計１９，２１４㎡です。都市計画区域外になります。

申請地を申し上げます。次のページをお開き下さい。県道長崎多良見線〇〇交差点から県道東長崎長与線に曲がり約１００ｍ進んで、町道に入り平木場郷（施設名）、（施設名）を通り約７００ｍ進みますと〇〇橋がございます。その橋を渡り約７００ｍ進みますと申請地となります。次のページをご覧下さい。申請地の詳細図でございます。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今、説明が終わりました。現地確認の報告を地区担当推進委員の尾﨑推進委員さんからお願いします。

推進委員
２　番

現地を確認したところ、譲渡人の（氏名）さんは、高齢で耕作できないため草が茂っていたが、農地として復旧できる状態でした。以上です。

議　長

ありがとうございました。補足説明として、農業委員の４番、古立英明委員、何かございませんか。

４　番

平成２９年８月２１日月曜日の午後１時半より地区担当推進委員、事務局の同席のもと現地確認を実施しております。ただ今、説明があったとおりですが、譲渡人の（氏名）さんは、後継者はいますが、農地の耕作管理者としては少々難しいと主張されています。申請地の２筆１，７２７㎡につきましては、見た目では２年前後放置された可能性があるようで、萱や草が散見されております。譲受人の（氏名）さんは、購入後オリーブの植栽計画をされており、現在もオリーブを栽培されており、力量、耕作面積、労働力について考慮すると問題ないと判断いたしました。以上です。

議　長

ありがとうございました。今回から法が変わりまして、説明については地区推進委員、農業委員と説明を重ねていきますのでよろしくお願いします。

説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

９番、渡邉委員。

９　番

議案書の農地区分の欄に農用地区域、下に農用地区域外２筆となっていますが、上は農用地区域、下は農用地区域外と捉えていいですか。

議　長

事務局、説明をお願いします。

事務局

２筆とも白地です。

９　番

過去の利用状況調査の結果を教えてください。

議　長

手元に資料が無いようなので、後ほど調べて回答します。

議　長　　他にご意見、質問はありませんか。
【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。

議　長　　この農地法第３条の許可申請を許可することについて、農業委員の方へ挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を越えていますので、許可することに決定いたします。
次に、２件目、整理番号５の審議に入る訳ですが、その前に、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。従いまして、〇〇推進委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

【〇〇推進委員退席】

議　長　　それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは、ご説明いたします。議案書の１ページをお開き下さい。整理番号５、申請地は長与町吉無田郷（地番）、畑、７，３７２㎡。農地区分は、農用地区域外の１筆です。申請者は譲渡人が、長与町吉無田郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町吉無田郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、売買による所有権移転です。所有権移転に至った経緯といたしましては、備考欄に記載しているとおり、譲渡人は、高齢のため耕作が困難になっているので当該地を売却する。譲受人は、当該地にて露地野菜を栽培し、自己の経営する（事業所）で消費する。なお、譲受人は、新規就農者です。譲受人の世帯の労働力は、１人です。市街化調整区域になります。
申請地の場所を説明します。議案書の５ページ目をお開き下さい。長与町と長崎市との境になりますが、図のように、（地区名）から〇〇団地に入ったところが申請地となります。次のページをご覧下さい。詳細図になります。〇〇団地内にある、（事業所名）付近になります。以上で説明を終わります。

議　長　　ありがとうございました。議事に入る前に、譲受人が新規就農という事なので、新規就農の中身について説明を加えていきたいと思います。

事務局　　お手元の就農計画をご覧ください。吉無田郷にお住まいの（氏名）様です。就農時における目標は、果樹と野菜です。就農予定地は長与町吉無田郷で今回審議中の農地です。
就農時期は、２０１８年４月予定です。就農・経営形態は、果樹、ウメとクリ、野菜は大根、ニンジン、タマネギです。経営規模は、７，０００㎡。作目は、標記のとおりです。年間の所得目標は、〇〇万円、農業労働力は、本人、お１人、年間農業従事日数は２５０日を想定しているそうです。
　過去の農業教育・研修経験については、教育研修の実績は無く、長崎市赤首町にある（事業所名）へ平成２９年８月から平成３０年１０月まで果樹のウメ・クリについて、露地栽培、農業経営及び果樹と野菜の生産技術に関する実務研修を受ける。就農準備計画として、平成３０年４月に農地を取得し、施設、農機具（草刈機、管理機、軽トラック）、農業用倉庫については、自己資金にて導入を行う。資金調達計画は、就農研修、就農準備、経営開始とも自己資金で行います。事務局からは以上です。

議　長　　ありがとうございます。これも、現地確認を行っておりますので担当の推進委員さん説明をお願いします。
　２番、尾﨑推進委員。

推進委員
２　番　　８月２１日月曜日の午後２時頃から古立農業委員と事務局で現地確認を行いました。現地は草が茂っており、１～２年耕作していないように見受けられます。今回、新規就農されるとの事ですが、草刈等を行うと農地に復旧できるのではないかと思われます。以上です。

議　長　　引き続き、４番、古立委員補足説明をお願いします。

４　番　　景観は、大変良い所でございまして、申請の通りですが、先ほど、事務局から説明がありました就農経営計画については聞いていなかったので、私なりの報告事項を考えて来ましたので、若干、違う所もあると思いますがご了承ください。申請のとおり高齢者のため譲渡人は農作業及び管理ができないと思われ、耕作地は草丈がある雑草に覆われている畑でございました。一方、譲受人の年齢や、就農経験があるのか、まして、面積に対し労働力が１人で露地野菜を栽培するとの心配な点はありますが、譲受人は、（事業所）を経営されており、〇

○の教材畑として有効利用を計画されておりますので、農作業を頑張っていただくことを願って、特段問題ないと思っております。以上です。

議　長　　ありがとうございました。全体説明が終わりましたが、質問はありませんか。
９番、渡邉委員。

９　番　　新規就農相談カードの希望する作物・規模にウメ・クリ０．５ａ、ダイコン・ニンジン０．２ａと記載されていますが、間違いありませんか。

事務局　　単位は、ｈａの誤りです。

議　長　　この資料については、訂正をお願いします。後ほど、原本の修正もお願いします。
他にありませんか。
９番、渡邉委員。

９　番　　次に、農地利用状況調査の結果を教えてください。

２　番　　地元の農業委員として、私が昨年調査したのでお答えします。現状は、セイタカアワダチソウが茂っており原野化しています。３年前から（氏名）さんと農地利用状況調査を行っています。３年前は、みかんの木が植えてあり管理をされていましたが、（氏名）さんが体調を崩され無理な仕事が出来ないので、自分が持っている農地はほとんど荒地になっている。譲渡人は、老人ホームに入所されていて仕事が出来ない。後継者さんも健康上の理由で今は管理することができない。この場所を農地に戻すのは大変だと思われますが、譲受人の（氏名）さんは、（事業所）で使う野菜等を耕作していただければ荒地の解消にもなるため地元の農業委員としても許可していただきたいと思います。よろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございました。今後、法的な規定はありませんが関係資料として農地の利用状況はどのようになっているか提示していきたいと思います。それでいいですか。
９番、渡邉委員。

９　番　　議案書をもらってから私も現地を見に行ったところ、現地は荒れている農地でした。譲受

人は、就農計画を見ると２５０日農業に従事するとのことだが、（事業所）を経営しながら本当に従事できるのか分からない。将来、申請地を農地のまま利用するなら問題ないが、（事業所）経営の一環として転用するのではないかと懸念される。労働が２５０日可能なのか、事務局としてはどのように考えていますか。

議　長　　この方の、（事業所）での役職はわかりますか。

事務局　　（事業所）の理事長、兼園長です。

議　長　　理事長、兼園長となると、本当に２５０日従事できるのか分からない。新規就農は１５０日をクリアすればいい。学校法人で農地を取得することができないため、個人が購入すると思われます。

９　番　　個人で取得されるからいいと思われるが、この中に書いてあるように農業へ２５０日従事すると（事業所）への係わりもあると思うので無理なのではないかと思いお尋ねしました。

議　長　　私も、今役職について初めて聞きましたが、園長になれば（事業所）の就業する時間が決まっているので就農はどうかと思います。その点も含めてよく調査をしてください。

事務局　　私も２５０日の従事日数について確認させていただきましたところ、７，０００㎡を切り盛りするには、先ほど触れましたが（氏名）さんのお姉さんが外海で農園を切り盛りされておりますので、時々応援に来ていただくとか、奥様に応援をお願いするとお話しを伺っております。

議　長　　農地取得の条件にある従事日数１５０日以上、３０ａ以上耕作をするということがクリアできるか確認が必要で、この要件と園長としての就業の整合が取れるか確認をしてください。

９　番　　今の件は、この表の労働力の欄に、本人、お姉さん、奥様の従事日数を記載してあれば、状況がわかりますが、本人が、２５０日であの荒れた農地を７反耕作するのは、１年かかっても大変だと思う。一方で（事業所）の園長というのはどうなのかと思います。

議　長　　理事長であれば現場に出なくても役職で出来るかもしれないが、園長は法的に規制があると思われます。その整合性がないと問題なので、トータル的に問題が無いか確認してください。

議　長　　少し問題は残しておりますが、他にご質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了いたします。この農地法第３条の許可申請を許可することについて、農業委員の方へ挙手で賛否をとります。異議が無い方は、挙手をお願いします。

事務局　　９名です。

議　長　　挙手された農業委員が９名で過半数を超えていますが、従事日数について確認を行うよう条件を付けて許可することに決定致します。退席されていた〇〇推進委員の入室を事務局から伝えてください。

【〇〇委員着席。】

議　長　　〇〇推進委員に申し上げますが、申請があった所有権移転は、一部条件を付して許可することに決定されたことを報告いたします。
　続いて第２号議案農用地利用集積計画について説明をお願いします。

事務局　　第２号議案農用地利用集積計画の１ページから４ページまでは、例月、規定、集計表等になりますので省略させていただきます。
　それでは、議案書の５ページをお開き下さい。所有権の移転を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番)。所有権を移転する者の氏名及び住所、（法人名）理事長（氏名）さん、長崎市十人町（地番)。所有権を設定する土地は２筆です。長与町本川内郷（地番)、地目は、現況、登記簿とも畑、１，２５３㎡。同じく（地番)、地目は、現況、

登記簿とも畑、９２１㎡。所有権の登記の有無は２筆とも所です。利用目的は、２筆とも果樹みかん。所有権の移転時期は２筆とも平成２９年９月１日で、対価としては、１筆、〇〇円の現金払いです。対価の支払い期限と引渡しの時期は、所有権の移転時期の平成２９年９月１日と同日扱いとなります。次に、利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係は、売買となります。

土地の所在ですが、８ページをお開き下さい。本川内郷〇〇ダムの堤防道路を渡って上った道路の右側が申請地、（地番）、（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　担当推進委員さんから補足説明はありませんか。

１番、原口推進委員。

推進委員１　番　　この場所は、マイクロバスで（事業所名）に通所されている方が来て、みかんの駆除から摘果までずっと管理をされてきた果樹園です。事情があり誰かに譲りたいという話があっていました。譲受人の（氏名）さんの自宅がこの畑のすぐ下にあるので立地条件についてはベターな場所です。非常に朝日が当たって夕方まで日が当たるような、みかん作りには一番適した場所だと思います。譲受人のご夫婦は頑張ってみかんを作っておられますので問題ないと思います。以上です。

議　長　　引き続き、７番、柿本委員お願いします。

７　番　　８月１０日に売買についての協議会へ参加いたしました。現地の詳しい内容は、原口推進委員がお話しされたとおりです。私からは、（法人名）が農地を購入した経緯をお話します。（法人名）は障害者支援施設などを経営されており入所者の機能訓練のために約３０年前に農地を購入されましたが、入所者の高齢化や作業能力の低下により農作業が難しくなってきているので、他の方に耕作をお願いできないかと考えていたところ、近隣に農地を所有している譲受人が条件もいいので購入することになったそうです。譲受人の奥様もご両親も農作業をされておりますので、問題ないと思います。

議　長　　ありがとうございます。他に質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについて、農業委員の方へ挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。次に２件目に入る訳でございますが、冒頭に申し上げたとおり第３号議案の１件目の農用地利用配分計画案と関連した議案となりますので、併せて審議することにいたします。

それでは、第２号議案２件目の案件と、第３号議案の１件目の案件、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について続けて説明して下さい。

事務局　　続いて９ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂さん、長崎市江戸町２番１３号。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町本川内郷（地番）、畑、１，６６３㎡です。利用権の種類は、賃借権で利用内容としては、樹園地で平成２９年１０月１０日から４９年１０月９日までの２０年間、年間の借賃は１０ａあたり○○円で年間○○円となります。借賃の支払方法としては、６月に口座振替で支払います。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係は、賃貸借です。

設定場所を申し上げます。１２ページをお開き下さい。本川内郷○○ダム、○○バス停をのぼり上がった付近の場所が（地番）となります。

次に第３号議案、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について１ページをお開き下さい。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する議案書となります。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定とは、『農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。』と定めています。２ページをお開き下さい。先ほど、申し上げましたとおり、長与町より、農業委員会の意見を求める文書でございます。３ページをお開き下さい。農業委員会の意見を聴取して、長与町に回答する文書でございます。

次に、議案書の４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂さん、長崎市江戸町２番１３号。権利を設定する土地は、１筆です。長与町本川内郷（地番）、現況地目、畑、１，６６３㎡。設定する利用権の種類は、賃借権で、利用内容は、樹園地です。平成２９年１０月１０日から４９年１０月９日まで２０年間です。年間の借賃は、１０ａあたり○○円、年額○○円で、借賃

の支払い方法は、６月に口座振替で支払い予定です。以上で第２号議案２件目、第３号議案１件目の説明を終わります。

議　長　　複雑に感じますが、(貸主）が中間管理機構に預けて、中間管理機構から（借主）が借り受けると言う事に対し農業委員が町長に意見書を上げるとなっています。では、地区担当推進委員さん補足説明はありませんか。

１番、原口推進委員。

推進委員１　番　　貸主の（氏名）さんは、体調を崩され農作業が出来ない状況です。奥様も高齢とご主人の介護で、息子さんはお勤めで農業ができない状況です。借主の（氏名）さんは、頑張って農業をされておられます。以上です。

議　長　　７番、柿本委員。補足説明はありませんか。

７　番　　説明の前にお尋ねですが、今までこの件に関しては、現地確認をしていましたか。今回新しい方もおられ、私も議案書が送られてきて初めて知る内容なので、今後、現地確認を行うのか、行わないのか決めていただけたらと思います。

この件に関しては、出し手の（氏名）さんは、昨年から体調を崩され農業ができない状態になってしまいました。息子さんも勤めておりますので、奥様が１人で農作業をされておられますが、ご主人の介護でなかなか手が回らないので今後どうしようかと考えておられました。そういう中で農地中間管理事業の出し手となられました。受け手の（氏名）さんは、家族で手広くされています。あちこち借りていろんな作物を作付けされ、息子さんも頑張って働いておられますので、そういう人が今後は地域の中心となっていくと思います。特別問題は無いと思っています。

議　長　　農地中間管理機構に係わる農地についての現地確認について、今後事務局としてどう考えていますか。

事務局　　これまで、現地確認は特に行っておりませんでしたが、今後は、利用集積や中間管理事業の意見聴取についても現地確認をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

議　長　　統一見解として、今後は事務局から連絡を取って、現地確認を行わないと、農業委員さん

推進委員さんは農地の状況が分からないので、現地確認を行うことにします。何か意見はありませんか。
９番、渡邉委員。

９　番　やはり審議する場合は、現地確認が必要だと思います。もう１点、農地中間管理機構の公印が集積する場合はありますが、配分する場合、無いのはどうしてですか。

事務局　後日、ご説明いたします。すみませんが、よろしくお願いします。

９　番　はい。

議　長　他にありませんか。
５番、辻田委員。

５　番　農地中間管理機構が農地を集積、配分する場合は、農地中間管理機構は現地確認をしていますか。

議　長　農地中間管理機構は、農業委員会の所管ではなく、隣の産業振興課所管になります。農業委員会は、今までのように相対の斡旋があります。業務が錯綜していますが、所管の産業振興課は現地確認を行っていると思われます。

９　番　農地中間管理機構は、業務の一部を市町村へ委託するとなっていますね。そうすると農地中間管理機構が現地確認をしなくても、市町村へ委託して、産業振興課が見に行っているのであれば、ここに来て説明をしてそれを審議するという方法もあると思います。事務的な流れを確認してください。実際、農業委員や推進委員さんの現地確認が必要なのか、中身を精査して下さい。

議　長　農業委員が、意見を具申する際の根拠が何なのか。そこですよね。我々、農業委員が現地を知らずに意見を具申することができるのか、という問題もありますのでその係わりを少ししていきたい。農業委員として現地を知っておくべきだ。ということを前提にもっていきたいと思います。

ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。この件について、農業委員の方へ挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。それでは、次の議案の説明をお願いします。

事務局　　続いて１３ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂さん、長崎市江戸町２番１３号。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番）、田、１，２９９㎡です。利用権の種類は、賃借権で、利用内容は、水田です。平成２９年１０月１０日から３４年１０月９日までの５年間、年間の借り賃は１０ａあたり○○円、年額○○円です。借賃の支払い方法は、６月に口座振替で支払います。利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係は賃貸借です。

設定場所を申し上げます。１６ページをお開き下さい。三根郷県道長崎多良見線○○交差点（店舗名）が近くにございますが、その交差点から約１００m進んで右折し、２０m進んだ左側が申請地となります。

次に、第３号議案の８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂さん、長崎市江戸町２番１３号。利用権を設定する土地は、１筆です。長与町三根郷（地番）、田、１，２９９㎡。利用権の種類は、賃借権で、利用内容は、水田です。平成２９年１０月１０日から３４年１０月９日までの５年間です。借賃は、１０ａあたり○○円で、年額○○円です。借賃の支払い方法は、６月に口座振替で支払いです。以上で第２号議案の３件目、第３号議案の２件目の説明を終わります。

議　長　　ありがとうございました。これも（貸主）が中間管理機構に、中間管理機構が（借主）に

という形になっております。それでは、地区担当推進委員の田中光夫さんから何か説明があればお願いします。無ければ、農業委員の柳原委員補足説明をお願いします。

推進委員３番　私は、初めてで良く分からないので、すみません。

２番　農業委員の柳原です。田中さんは、農地利用最適化推進委員になられたばかりなので、三根地区のことはよく分からないと思いますので、私のほうから説明します。

現在、この田んぼは、（借主）が作っています。これまでは、相対で貸借を行っていたが、今回、農地中間管理機構を通じて貸借するようになっています。相対から農地中間管理機構を通しての貸借に変更した経緯は分かりませんが、借主の（氏名）さんは、機械もあり三根地区の別の場所も借りて耕作されていますので、耕作する人については、適任者だと思います。以上です。

議　長　それでは、この件について、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　無ければ審議を終了致します。まず、第２号議案の３件目の利用権設定からですが、説明のとおり許可することについて、農業委員の方へ挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので許可することに決定致します。続いて、第３号議案の４ページの意見書に意見なし、または、意見ありのどちらかを第２号議案３件目の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否をとります。第３号議案２件目の案件について意見なしの農業委員の方は、挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、意見なしで、町長に報告いたします。

次の第３号議案の３件目について説明をお願いします。

事務局　　次に、１２ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（会社名）代表（氏名）さん、長崎市川平町（地番）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂さん、長崎市江戸町２番１３号。利用権を設定する土地は、５筆です。長与町岡郷（地番）、畑、２６０㎡。同じく（地番）、畑、１４㎡。同じく（地番）、畑、５，３４４㎡。同じく（地番）、畑、１，３７４㎡。同じく（地番）、畑、１６７㎡、合計５筆で７，１５９㎡です。利用権の種類は、賃借権で利用内容は、樹園地です。平成２９年１０月１０日から３９年５月９日までの９年７ヶ月間です。借賃は、（地番）、１０ａあたり○○円で年額○○円。（地番）、１０ａあたり○○円で年額○○円。（地番）、１０ａあたり○○円で年額○○円。（地番）、１０ａあたり○○円で年額○○円。（地番）、１０ａあたり○○円で年額○○円、計○○円です。借賃の支払い方法は、１２月に口座振替で支払います。１５ページをお開き下さい。（借主）の履歴事項全部証明書を添付しています。

１６ページをお開き下さい。申請場所を申し上げます。岡郷、国道２０７号○○公園付近から○○岳の方向に登ったところが、申請地となります。以上で説明を終わります。

議　長　　担当推進委員さんから補足説明ありませんか。

８番、柳原推進委員。

推進委員
８　番　　現地は、以前よりオリーブ園として、オリーブを栽培されておりました。新たに会社を設立したと聞いております。今までどおりの栽培をやっていくと思われますので、問題無いと思います。

議　長　　元々、（氏名）さんの農地を（氏名）さんが借りていましたが、法人化をするために契約をやりかえるため中身自体は変わっていないということです。

ご意見、質問はありませんか。

９番、渡邉委員。

９　番　　これは、継続と捉えていいですか。

事務局　　これまで、（氏名）さんと（氏名）さんとの間に農地中間管理機構が入って契約をしておりましたが、今回、借主の法人設立に伴い、（氏名）さん個人の契約を解約し、新たに法人と中間管理機構が契約するため、審議を行うものです。

議　長　　他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。第３号議案の３ページの意見書に意見なし、または、意見ありのどちらかを報告することになっていますので、農業委員に挙手で賛否をとります。意見なしの方は、挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された委員が全員で、過半数を超えていますので、意見なしで、町長に報告いたします。これからは、報告事項に移ります。事務局から報告をお願いします。

事務局　　今日お配りした別冊の平成２９年８月農業委員会総会報告事項の１ページをお開き下さい。案件が２件ございますが関連がございますので、続けてご報告いたします。

農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出です。１.当事者の氏名、住所、職業、譲渡人は、（氏名）さん、千葉市緑区誉田町（地番）、会社員です。譲受人は、（氏名）さん、長崎市上野町（地番）、会社員です。２．土地の所在等、高田南土地区画整理事業（街区番号）、１７６㎡。３．転用計画は、宅地造成。４．申請日は、平成２９年７月２７日。５．専決処分の日は、平成２９年８月１７日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年８月２４日長与町農業委員会事務局長和田弘。

次に２ページをお開きください。１．当事者の氏名、住所、職業、譲渡人は、（氏名）さん、千葉市緑区誉田町（地番）、会社員です。譲受人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、福岡市博多区博多駅前（地番）、不動産業です。２．土地の所在等、高田南土地区画整理事業（街区番号）、１８５㎡。３．転用計画は、宅地造成。４．申請日は、平成２９年７月２７日。５．専決処分の日は、平成２９年８月１７日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年８月２４日長与町農業委員会事務局長和田弘。

３ページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷、近くに（施設名）、（施設名）がございますが県道長崎多良見線から高田南土地区画整理の団地に入り、図のとおり、所在地（街区番号）、（街区番号）となります。以上です。

ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成２９年８月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会８月総会を閉会します。